

維摩經義疏佛國品十重問答 第二共位直心章に就いて

渡部孝順

「第二問曰……中略……今修直心感彼淨土必在何等衆生也」
「答曰、往生淨土凡有三種」

「七地以上乃至金剛、不レ論可レ推、唯有應生無實生也。」

二者、初心以上乃至六地、但以宿業且（亦）以願力往生、非今受樂發心作因而生也、

三者外凡之中赤地凡夫、無所可論、今受菩薩教化發心修直心感生淨土者正在共位凡夫也」

の問答の、第一の答の、七地以上を以て法身應生の菩薩と見做す點に就いてあるが、凝然大徳の菴羅記（一一八、一二〇頁）は七地已上、八地已上、初地已上につき、相當煩瑣な説明を加え、最後に「地位教説不同」と前置きをし、梁攝大乘、起信論等初地已上應生攝化「瑜伽、雜集論等八地已上自在應生任運示現」と引證している。そして、この維摩經義疏の七地已上を主張している點に就いては、「今疏主宗、七地已上深位菩薩、應入衆生報土之中攝化利生云々」と説明を加えているが、菴羅記が、右のように、初地已上、八地已上の事を引證したのは、この維摩經義疏が主張する七地已上に疑問を持つたからに外ならない、というのは、初地已上、八地已上、七地已上の三説に就いて、菴羅記は、いずれが正しいか、明確

な答えを出してをらないところからも察せられる。

今、維摩經義疏が云う法身應生の菩薩に就いて調べて見ると、大體、八地已上を以て、法身應生の菩薩なりと解しているのである。

こゝに例證を擧げる暇がないが、例いば、維摩經の同聞衆である菩薩は八地以上と解し、亦、維摩居士の徳行を嘆ずるに、矢張り、八地以上として取り扱っている。

亦、菩薩品第四には「彌勒、昔爲兜率諸天一説八地以上三不退地之行。一云、八地名不退」とも記されているのである。

菴羅記（二二八頁）は「天臺疏云、若南土舊解、多從八地約位帖釋、北方諸師從初地約位帖釋」とも引證しているが、今、湛然の略疏、淨名玄論等を參考迄に披いて見ると、右の菴羅記の引證しをつた事に間違いはなくその通りである。

そして、菴羅記は最後に、「今上宮王御解意致、專依南地諸師所解」と結んでいる事でも、維摩經義疏の繼承したのは、正しく八地已上を以て法身應生の菩薩と帖釋した點にあつた事は確である。

この維摩經義疏でも、七地以上を以て法身應生の階位と解するのは、佛國土の注釋に關聯したところだけである。

維摩經でも名所中の名所と云はる、「衆生之類是菩薩佛土」なる一句を「釋曰、若論無定已土則七地以上皆同諸佛無土也」との注釋が示す通りである。

この維摩經義疏にかぎり、この佛國土の問題に關する限り、終始一貫七地以上を以て法身應生と見做し、それ以外は、すべて、八地以上を以て法身應生の階位と記しているのである。

こゝに、この維摩經義疏の一つの特徴がある譯で、繼承した教學は全般的に、それをそのまま受け繼いでいるが、維摩經義疏が自己

の立場を主張している箇所だけは、七地以上を以て法身應生と注釋したのである。

右のような、維摩經義疏の作風というか、癖とでもいうか、八地以上を以て法身應生という教いを教いとしてそのまま、受け継ぎ、自己の主張を強調する場合に限り、七地以上を記した注釋書が他にも見えるのである、それは、法花義疏である。

法花義疏方便品にそれが見られるのである。

法花義疏も八地以上を法身應生とする教いを受け継いだものである。例いば、信解品に「臣」は八地以上「佐」は七地以下と記し、亦

「諸波羅門」とは八地以上、「刹利」とは七地以上と解釋しているように、八地以上七地以還を中心に菩薩の階位を見ているのである。

右の事情を、最もよく説明しているのは、方便品の「文旣云不退然初心以上七地以還猶未_レ免_三退之名_二那得_レ純以_三不退_一稱_レ六地以還_一なる文章である。

右の一文は、本義の「不退亦只言_三初地以上六地以還_一也」の一句を批判した言葉である。

ところが、この法花義疏は、右の文に先き立ち「新發意謂_三中菩薩及初心以上六地以還皆是也、不退者謂_二七地以上_一及法雲皆是也」の一文が記され、「不退」を明らかに、七地以上と解釋されていたのである。

右の事に就いては、印度學佛教學研究誌第四卷第一號「聖徳太子の菩薩思想」(體解と仰信の問題)に少しく觸れてをいた。

右のように、「南土舊解」のいう八地以上の法身階位を、そのまま受け継ぎながらも、自己の立場を強調する時に限り、七地以上を以

て法身應生と見做した、維摩經義疏と法花義疏とは、夫々、一脈相通する癖が見えるのである。

乍然、維摩經義疏にしても、法花義疏にしても、特別、七地以上を以て法身と見做した事には、何等かの據るべきものがあつたらうと思はれる。

前述の卷羅記や、天臺系の引證に對するかのように、吉藏の勝鬘寶窟(三頁)に「論_レ勝鬘位_一皆云是法身菩薩、但解_レ法身不同、若依_レ智度論_一七地爲_三肉身_二六地已上爲_三法身_一、什摩注_レ淨名_一大意亦爾云々」と記されてをり、注維摩經(三三一九頁)には「深信堅固猶若金剛、七住已上無生信不可壞」と、亦同じく(三三五頁)には「佛慧、七住所得無生慧也」とも見え、寶窟のそれを證明している。

法花義疏は智度論の、維摩經義疏は肇法師の影響が見られるので、こゝら邊に解決の糸口があるようである。

維摩經義疏菩薩行品に「無生忍者七地、補處者十地」なる文字が見え、注維摩經の「無生信」「無生慧」に相應して「無生忍」を七地と見做したものであらう。

右のように、維摩經義疏も法花義疏も、同じように、一應、南土舊解を繼承しながらも、自己の立場を強調する時に限り、夫々、智度論や注維摩經の教いに従つたという事は、この際、大いに注意すべきである。

次に、第二の答と、第三の答の問題に移るべきであるが、紙數の都合で割愛しなければならぬ。しかし、右の第二、第三の答は第六上淨無退章、第七上業滅惡章にも繋がりを見出し得るので、再度、研究發表させて頂こうと考えている。